

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成29年4月14日（平成29年（行情）諮問第141号）及び平成30年2月9日（平成30年（行情）諮問第84号）

答申日：平成30年6月28日（平成30年度（行情）答申第143号及び同第151号）

事件名：自衛隊法95条の2の新設に際して行政文書ファイルにつづられた文書の一部開示決定に関する件  
自衛隊法95条の2の新設に際して行政文書ファイルにつづられた文書の開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「自衛隊法95条の2（合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護のための武器の使用）の新設に際して、業務のために行政文書ファイルにつづった文書の全て。＊『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『7 電磁的記録』があれば、それを希望。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙1に掲げる304文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年7月19日付け防官文第13327号及び同年10月17日付け防官文第17788号により防衛大臣（以下「防衛大臣」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定及び一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書1（平成29年（行情）諮問第141号）

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(2) 審査請求書2（平成30年（行情）諮問第84号）

アないしオ 上記（1）アないしオと同旨

カ 本件対象文書が本来の電磁気記録形式でのファイル数は、開示決定通知書で特定された数より少ない可能性があるので、改めて特定すべきである。

(3) 意見書（平成29年（行情）諮問第141号）

ア 総務省の法解釈に従えば、開示請求時の電磁的記録形式で文書が特定・開示されなければならない。

本件審査請求と同様の、開示請求時に行政機関が保有する電磁的記録形式で文書を特定すべしとの異議申立てに対して、法の所管官庁である総務省は、Word形式で保有する文書を特定し、開示するとの決定を行っている。

これが法の正しい解釈であり、諮問庁は独善的な法解釈を改め、所管官庁の解釈に従って文書の特定・開示を行うべきである。

また処分庁も過去における開示決定（平成25年12月25日付け防官文第17119号）でWordファイルを特定・明示しているので、特定・開示において何ら支障は生じないはずである。

イ 処分庁では変更履歴情報等が存在しても開示対象と扱わずに処分を行っている。

諮問庁は理由説明書で、本件対象文書の履歴情報等について「防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく」と主張している。

ところが平成28年7月1日付け書状及び同月15日付け書状によれば、開示実施の担当窓口では、変更履歴情報等について付随を避ける措置を施した上で、複写の交付を行っていると説明している。

この説明によれば、処分庁は変更履歴情報等が存在しても開示対象と扱わずに開示決定等を行っているのである。

本状から推測するに、おそらく開示実施を直接担当している職員は、変更履歴情報等が開示対象になり得るという事実を知らずに開示実施を遂行しているものと思料される。

そこで改めて変更履歴情報等の有無を確認するとともに、その情報について開示決定等やり直すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書1（平成29年（行情）諮問第141号）

##### （1）経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、本件開示請求に対し、別紙1に掲げる304文書（本件対象文書）を内閣官房国家安全保障局より移送を受けた。

本件開示請求については、平成28年5月11日付け（同月12日付け受理）で内閣官房国家安全保障局長宛てに開示請求があり、法12条1項の規定により同年6月10日付け閣安保第366号により防衛大臣宛てに開示請求が移送され、法11条を適用して同年10月17日まで開示決定等の期限を延長し、まず、同年7月19日付け防官文第13327号により、別紙1に掲げる文書1ないし文書12の12文書（以下「本件対象文書1」という。）について開示決定（原処分1）を行った後、同年10月17日付け防官文第17788号により、別紙1に掲げる文書13ないし文書304の292文書（以下「本件対象文書2」という。）について法5条3号、4号及び6号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分2に対してされたものである。

##### （2）法5条の該当性について

別紙2のとおり。

(3) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書2の電磁的記録はPDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。

なお、審査請求人は処分庁が原処分2における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分2においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式まで明示していない。

イ 審査請求人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書2の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書2の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書2の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件審査請求がされた時点においては、開示の実施の申出がなされていないことから開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。

エ 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、不開示部分についてその取消しを求めるが、本件対象文書2の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別紙2のとおり同条3号、4号及び6号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ 以上のことから、審査請求人の主張はいずれも理由がなく、原処分2を維持することが妥当である。

2 理由説明書2（平成30年（行情）諮問第84号）

(1) 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、本件開示請求に対し、別紙1に掲げる304文書（本件対象文書）を内閣官房国家安全保障局より移送を受けた。

本件開示請求については、平成28年5月11日付け（同月12日付け受理）で内閣官房国家安全保障局長宛てに開示請求があり、法12条1項の規定により同年6月10日付け閣安保第366号により防衛大臣宛てに開示請求が移送され、法11条を適用して同年10月17日まで開示決定等の期限を延長し、まず、法9条1項の規定に基づき、同年7月19日付け防官文第13327号により、別紙1に掲げる文書1ないし文書12の12文書（本件対象文書1）について開示決定（原処分1）を行った。

本件審査請求は、原処分1に対してされたものである。

(2) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書1の電磁的記録は特定されたPDFファイル形式が全てである。

なお、審査請求人は処分庁が原処分1における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分1においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式まで明示していない。

イ及びウ 上記1(3)イ及びウと同旨

エ 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、不開示部分についてその取消しを求めるが、本件対象文書1については不開示部分はない。

オ 審査請求人は、「本件対象文書が本来の電磁気記録形式でのファイル数は、開示決定通知書で特定された数より少ない可能性があるため、改めて特定すべきである。」と主張し、改めて特定するよう求めるが、ファイル数の特定に誤りはない。

カ 以上のことから、審査請求人の主張はいずれも理由がなく、原処分1を維持することが妥当である。

3 補充理由説明書（平成29年（行情）諮問第141号）

文書63, 150, 169, 172, 175, 223, 226, 234, 240及び257ないし259のそれぞれの不開示部分には職員の連絡先

に関する情報が記載されており，公にすることにより，いたずらや業務妨害等を目的とした電話，通信等を容易ならしめ，行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあることから，法5条6号に該当するため不開示としたが，職員の自宅の電話番号については，個人に関する情報でもあって，特定の個人を識別することができることから，同条1号の不開示事由を追加する。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は，本件各諮問事件について，以下のとおり，併合し，調査審議を行った。

- ① 平成29年4月14日 諮問の受理（平成29年（行情）諮問第141号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同月27日 審議（同上）
- ④ 同年5月23日 審査請求人から意見書を收受（同上）
- ⑤ 平成30年2月9日 諮問の受理（平成30年（行情）諮問第84号）
- ⑥ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ⑦ 同年5月17日 諮問庁から補充理由説明書を收受（平成29年（行情）諮問第141号）
- ⑧ 同年6月12日 本件対象文書2の見分及び審議（平成29年（行情）諮問第141号及び平成30年（行情）諮問第84号）
- ⑨ 同月26日 平成29年（行情）諮問第141号及び平成30年（行情）諮問第84号の併合並びに審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は，別紙1に掲げる304文書である。

審査請求人は，原処分 of 取消し及び本件対象文書のPDF形式以外の電磁的記録の特定を求めており，諮問庁は，本件対象文書の一部が法5条3号，4号及び6号に該当するとして不開示とした原処分について，同条1号の不開示理由を追加した上で原処分を妥当であるとしていることから，以下，本件対象文書の見分結果に基づき，本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件対象文書は，自衛隊法95条の2の新設に際して行政文書ファ

イルにつづった文書である。

イ 自衛隊法 95 条の 2 は、いわゆる平和安全法制関連 2 法の一つである「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」により新設されたものであり、その策定作業は、内閣官房、内閣府、外務省及び防衛省等が協力して行った。

ウ 本件対象文書のうち、文書 13 ないし文書 304 については、いわゆる文書作成ソフトによるデータを保有しており、本件請求文書に該当する文書としてこれらを特定している。

エ 文書 1 ないし文書 8 及び文書 10 ないし文書 12 については、内閣官房が作成したものを PDF 形式の電磁的記録として提供を受けたもの又は内閣官房、内閣府、外務省及び防衛省が共同して PDF 形式以外の電磁的記録として作成し、作成した後は完成版を PDF 形式の電磁的記録として保存することとし、原稿である PDF 形式以外の電磁的記録は廃棄したものであり、いずれも防衛省において PDF 形式以外の電磁的記録は保有していない。

オ 文書 9 については、その原稿を防衛省内部部局の担当者が PDF 形式以外の電磁的記録として作成したが、作成後に誤編集防止の観点から PDF 形式の電磁的記録で保存することとし、原稿である PDF 形式以外の電磁的記録については廃棄した。

(2) 文書 1 ないし文書 12 の電磁的記録の入手経緯に係る諮問庁の上記 (1) エ及びオの説明を踏まえると、これらの文書について、PDF 形式以外の電磁的記録は保有していない旨の諮問庁の説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書以外の電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書（電磁的記録）を保有しているとは認められない。

### 3 不開示情報該当性について

(1) 関係省庁の担当者の直通電話番号、内線番号及び電子メールアドレスについて

文書 63（「T e l」及び「E - m a i l」部分）の不開示部分には、関係省庁の担当者の直通電話番号、内線番号及び電子メールアドレスが記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法 5 条 6 号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 内閣情報調査室の課長相当職未満の職員の氏名について

文書 6 3（内閣官房内閣情報調査室「総務部」の右部分）の不開示部分には、内閣情報調査室の、内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務を担当している課長相当職未満の職員の氏名が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、当該職員が特定され、情報を得ようとする者から当該職員に不当な働き掛けが行われるなど、内閣情報調査室の職務に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 警察庁の職員の氏名について

文書 6 3（警察庁警備局警備企画課の下部分）の不開示部分には、警察庁の警部及び同相当職以下の職員の氏名が記載されている。

ア 当該部分の不開示情報該当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、不開示とされた警察庁職員の氏名については、警部及び同相当職以下の職にある同庁職員に係るものであり、同庁においては、警部及び同相当職以下の職にある同庁職員の氏名を公表しておらず、当該職員の氏名が公になると、これを手掛かりとして、犯罪等を企図する集団等の反社会的勢力が、何らかの有益な情報を得ようとする又は犯罪組織等にとって都合の悪い施策や法案の企画・立案を妨害しようとする接近、懐柔しようとするのが考えられるほか、当該職員がこれを拒絶すれば、当該職員本人への攻撃はもちろん、その家族への攻撃や報復が予想されるなど、個人の権利利益が侵害されるとともに、警察業務に支障を及ぼすおそれがあり、当該職員の氏名は、開示することにより、犯罪の予防鎮圧又は捜査、その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの説明があった。

イ 警察業務の特殊性に鑑みれば、上記アの諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、当該職員の氏名を開示することにより、犯罪等を企図する集団等の反社会的勢力によって当該職員が特定され、当該職員本人及びその家族が嫌がらせや攻撃の対象にされたり、直接又は間接の不当な接触等により様々な懐柔、干渉を加えられ、警察活動の妨害が行われたりするなど、その業務に支障を来すおそれを否定できない。

ウ したがって、当該部分は、これを公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 4 号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 政府関係者の自宅の電話番号並びに国の機関の非公表の電話番号及び政府関係者の公用の携帯電話番号について

文書150, 文書169, 文書172, 文書175, 文書223, 文書226, 文書234, 文書240及び文書257ないし文書259の不開示部分(以下「政府関係者等の電話番号情報」という。)には, 政府関係者の自宅の電話番号並びに国の機関の非公表の電話番号及び政府関係者の公用の携帯電話番号が記載されている。

ア 個人に関する情報について

政府関係者等の電話番号情報のうち, 政府関係者の自宅の電話番号については, 法5条1号本文前段の個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当し, 同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず, さらに, 個人識別部分に該当すると認められ, 法6条2項による部分開示の余地はないことから, 同号に該当し, 同条6号について判断するまでもなく, 不開示としたことは妥当である。

イ 国の機関の非公表の電話番号等について

政府関係者等の電話番号情報のうち, 国の機関の非公表の電話番号及び政府関係者の公用の携帯電話番号については, これを公にすることにより, いたずらや偽計等に使用され, 国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど, 国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので, 法5条6号柱書きに該当し, 不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は, 当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件諮問のうち原処分1に対する審査請求に係るものは, 審査請求から諮問までに約1年5か月が経過しており, 「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く, 審査請求の趣旨及び理由に照らしても, 諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては, 今後, 開示決定等に対する不服申立てにおける処理に当たって, 迅速かつ的確な対応が望まれる。

6 本件各決定の妥当性について

以上のことから, 本件請求文書の開示請求に対し, 本件対象文書を特定し, その一部を法5条3号, 4号及び6号に該当するとして不開示とした各決定について, 諮問庁が, 不開示とされた部分は同条1号, 3号, 4号及び6号に該当することから不開示とすべきとしていることについては, 防衛省において, 本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文

書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号、3号、4号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

## 別紙 1

- 文書 1 平成 27 年 3 月 27 日 自衛隊法新旧
- 文書 2 平成 27 年 3 月 2 日 自衛隊法新旧
- 文書 3 平成 27 年 3 月 25 日 自衛隊法新旧
- 文書 4 平成 27 年 3 月 27 日 自衛隊法新旧
- 文書 5 平成 27 年 3 月 31 日 自衛隊法新旧
- 文書 6 平成 27 年 4 月 2 日 自衛隊法新旧
- 文書 7 平成 27 年 4 月 7 日 自衛隊法新旧その 1
- 文書 8 平成 27 年 4 月 7 日 自衛隊法新旧その 2
- 文書 9 用例関係資料（自衛隊法 95 条の 2 関係）
- 文書 10 法制局論点集 目次
- 文書 11 法制局論点集 細目
- 文書 12 法制局論点集 本体
- 文書 13 与党協議
- 文書 14 国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について（平成 26 年 7 月 1 日閣議決定）
- 文書 15 自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事している米軍部隊の武器等の防護について
- 文書 16 自衛隊法 95 条（武器等の防護のための武器の使用）及び新設する権限に係る考え方について
- 文書 17 検討事項について
- 文書 18 安全保障法制整備の具体的な方向性について
- 文書 19 安保法制の検討状況
- 文書 20 安保法制の検討状況（4 月 14 日）
- 文書 21 与党協議会で示された「具体的な方向性」を踏まえた主要な事項に関する条文化作業の状況について
- 文書 22 安保法制の検討状況（4 月 27 日）
- 文書 23 平和安全法制の概要
- 文書 24 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案要綱
- 文書 25 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律・理由
- 文書 26 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案新旧対照表
- 文書 27 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案参照条文

- 文書 2 8 国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について（平成 2 6 年 7 月 1 日閣議決定）
- 文書 2 9 安全保障法制整備に関する与党協議会の具体的な日程と議題（案）
- 文書 3 0 与党協議
- 文書 3 1 自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事している米軍部隊の武器等の防護について
- 文書 3 2 自衛隊法 9 5 条（武器等防護のための武器の使用）及び新設する権限に係る考え方
- 文書 3 3 検討事項について
- 文書 3 4 安全保障法制整備の具体的な方向性について（とりまとめ案）
- 文書 3 5 安保法制の検討状況
- 文書 3 6 安保法制の検討状況（4 月 1 4 日）
- 文書 3 7 与党協議会で示された「具体的な方向性」を踏まえた主要な事項に関する条文化作業の状況について
- 文書 3 8 安保法制の検討状況（4 月 2 7 日）
- 文書 3 9 平和安全法制の概要
- 文書 4 0 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案要綱
- 文書 4 1 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律
- 文書 4 2 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案 新旧対照表
- 文書 4 3 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案 参照条文
- 文書 4 4 与党協議
- 文書 4 5 自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事している米軍部隊の武器等の防護について
- 文書 4 6 自衛隊法 9 5 条（武器等の防護のための武器の使用）及び新設する権限に係る考え方
- 文書 4 7 検討事項について
- 文書 4 8 安全保障法制整備の具体的な方向性について（とりまとめ案）
- 文書 4 9 安保法制の検討状況
- 文書 5 0 安保法制の検討状況（4 月 1 4 日）
- 文書 5 1 与党協議会で示された「具体的な方向性」を踏まえた主要な事項に関する条文化作業の状況について
- 文書 5 2 安保法制の検討状況（4 月 2 7 日）
- 文書 5 3 与党協議会で示された「具体的な方向性」を踏まえた主要な事項に関する条文化作業の状況について

- 文書 5 4 与党協議会で示された「具体的な方向性」を踏まえた主要な事項に関する条文化作業の状況について
- 文書 5 5 安保法制の検討状況（4月27日）
- 文書 5 6 平和安全法制の概要
- 文書 5 7 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案要綱
- 文書 5 8 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律
- 文書 5 9 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案 新旧対照表
- 文書 6 0 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案 参照条文
- 文書 6 1 基本的見解セット（合衆国軍隊等の武器等の防護について）
- 文書 6 2 合衆国軍隊等の武器等の防護について
- 文書 6 3 質問及び回答【様式1】一括改正法律案（題名検討中）に対する質問事項（統合）
- 文書 6 4 （目次）（未定稿）
- 文書 6 5 （総論）（未定稿）
- 文書 6 6 （自衛隊法）（未定稿）
- 文書 6 7 平成27年6月5日の吉村洋文議員の指摘事項について（平成27年7月1日 防衛省）
- 文書 6 8 平成27年6月19日の宮本徹議員の指摘事項について（平成27年7月10日 防衛省）
- 文書 6 9 平成27年8月3日の吉田忠智議員の指摘事項について（平成27年8月11日 防衛省）
- 文書 7 0 平成27年9月2日の仁比聡平議員の指摘事項について（平成27年9月11日 防衛省）
- 文書 7 1 衆議院議員逢坂誠二君提出閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」に関する質問主意書
- 文書 7 2 参議院議員藤末健三君提出米軍等の部隊の武器等防護に関する再質問主意書
- 文書 7 3 参議院議員藤末健三君提出米軍等の部隊の武器等防護に関する質問主意書
- 文書 7 4 参議院議員藤末健三君提出自衛官による米軍等の武器等防護に関する質問主意書
- 文書 7 5 参議院議員藤末健三君提出安全保障関連法案の審議における「受動的」及び「限定的」の定義に関する質問主意書

- 文書 7 6 参議院議員藤末健三君提出米軍等の部隊の武器等防護に関する第三回質問主意書
- 文書 7 7 参議院議員蓮舫君提出中谷防衛大臣の答弁に関する質問主意書
- 文書 7 8 我が国防衛のために現に行動している米艦の防護
- 文書 7 9 議事録
- 文書 8 0 自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事している米軍部隊の武器等の防護について
- 文書 8 1 自衛隊法 9 5 条（武器等の防護のための武器の使用）及び新設する権限に係る考え方について
- 文書 8 2 自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事している米軍部隊の武器等の防護について
- 文書 8 3 自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事している米軍部隊の武器等の防護について
- 文書 8 4 検討事項について
- 文書 8 5 自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事している米軍部隊の武器等の防護について
- 文書 8 6 自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事している米軍部隊の武器等の防護について
- 文書 8 7 安全保障法制整備の具体的な方向性について（とりまとめ案）
- 文書 8 8 切れ目のない安全保障法制整備の検討状況について
- 文書 8 9 （参考資料集）切れ目のない安全保障法制整備の検討状況について
- 文書 9 0 安全保障法制整備の具体的な方向性について
- 文書 9 1 切れ目のない安全保障法制整備の検討状況について
- 文書 9 2 （参考資料集）切れ目のない安全保障法制整備の検討状況について
- 文書 9 3 安全保障法制整備の具体的な方向性について
- 文書 9 4 切れ目のない安全保障法制整備の検討状況について
- 文書 9 5 切れ目のない安全保障法制整備の検討状況について
- 文書 9 6 安保法制の検討状況
- 文書 9 7 （参考資料集）切れ目のない安全保障法制整備の検討状況について
- 文書 9 8 安保法制の検討状況 4 月 1 4 日
- 文書 9 9 与党協議会で示された「具体的な方向性」を踏まえた主要な事項に関する条文化作業の状況について
- 文書 1 0 0 安保法制の検討状況 4 月 2 7 日
- 文書 1 0 1 「安全保障法制整備の具体的な方向性について」（3 月 2 0 日）に関する Q & A
- 文書 1 0 2 安保法制の検討状況
- 文書 1 0 3 日米防衛協力のための指針 2 0 1 5 年 4 月 2 7 日
- 文書 1 0 4 合衆国軍隊等の武器等の防護について

- 文書105 合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護について
- 文書106 自衛隊法の改正（在外邦人等の保護措置，米軍等の部隊の武器等の防護関連）
- 文書107 平和安全法制の概要
- 文書108 統合新旧対照表 武器等防護
- 文書109 自衛隊法の改正（在外邦人等の保護措置，米軍等の部隊の武器等の防護関連）
- 文書110 自衛隊法95条の2（「武器等」）
- 文書111 合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護について
- 文書112 自衛隊法の改正（在外邦人等の保護措置，米軍等の部隊の武器等の防護関連）
- 文書113 自衛隊法（昭和29年法律第165号）（1条関係）【抜粋】
- 文書114 今回の法整備で可能となる事項等
- 文書115 平素・重要影響・存立の分類
- 文書116 想定資料
- 文書117 安保法制の検討状況
- 文書118 想定資料
- 文書119 想定資料
- 文書120 議事録
- 文書121 260715 参・予算委 佐藤 正久 君 大臣 問13
- 文書122 261014 衆・安保委 三木 圭恵 君 大臣・武藤審議官  
問1（2）
- 文書123 261014 衆・安保委 三谷 英弘 君 大臣 問1（3）
- 文書124 261015 衆・外務委 長島 昭久 君 副大臣 問4
- 文書125 261015 衆・外務委 長島 昭久 君 副大臣 問5
- 文書126 261015 衆・外務委 長島 昭久 君 副大臣 問7
- 文書127 261015 衆・外務委 長島 昭久 君 副大臣 問8
- 文書128 261016 参・外防委 佐藤 正久 君 大臣 問9
- 文書129 261016 参・外防委 佐藤 正久 君 大臣 問10
- 文書130 261016 参・外防委 佐藤 正久 君 大臣 問12
- 文書131 261017 衆・安保委 三谷 英弘 君 大臣 問1（3）
- 文書132 261021 参・外防委 北村 経夫 君 大臣 問1（1）
- 文書133 261021 参・外防委 北村 経夫 君 武藤内閣審議官  
問1（2）
- 文書134 261021 参・外防委 井上 哲士 君 防衛政策局長 問  
5（1）
- 文書135 261021 参・外防委 井上 哲士 君 防衛政策局長 問  
5（2）

文書136	261021	参・外防委	井上 哲士 君	大臣 問5 (3)
文書137	261028	参・外防委	井上 哲士 君	防衛政策局長 問6 (1)
文書138	261028	参・外防委	井上 哲士 君	防衛政策局長 問6 (2)
文書139	261028	参・外防委	井上 哲士 君	防衛政策局長 問6 (3)
文書140	261031	衆・安保委	三谷 英弘 君	武藤審議官 問2 (1)
文書141	261124	参・外防委	井上 哲士 君	政府参考人 問5
文書142	270312	衆・予算委	大串 博志 君	大臣 問9
文書143	270320	参・予算委	大塚 耕平 君	大臣 想問3
文書144	270320	参・予算委	大塚 耕平 君	大臣 想問8
文書145	270323	参・予算委	大野 元裕 君	大臣 問5
文書146	270324	参・外防委	大野 元裕 君	大臣 問6
文書147	270324	参・外防委	小西 洋之 君	大臣 問9 (1)
文書148	270324	参・外防委	小西 洋之 君	大臣 問9 (2)
文書149	270330	衆・予算委	後藤 祐一 君	大臣 問3
文書150	270330	参・予算委	大塚 耕平 君	総理 想定問7
文書151	270330	参・予算委	大塚 耕平 君	大臣 問9
文書152	270330	参・予算委	大塚 耕平 君	大臣 問10
文書153	270401	衆・外務委	長島 昭久 君	石川政務官 問4
文書154	270402	参・外防委	小西 洋之 君	大臣 想問9 (1)
文書155	270402	参・外防委	小西 洋之 君	大臣 想問9 (2)
文書156	270407	参・外防委	小西 洋之 君	大臣 想定問11 (1)
文書157	270407	参・外防委	小西 洋之 君	大臣 想定問11 (2)
文書158	270420	参・決算委	小西 洋之 君	大臣 想問10 (1)
文書159	270420	参・決算委	小西 洋之 君	大臣 想問10 (2)
文書160	270512	参・外防委	佐藤 正久 君	大臣 問8
文書161	270512	参・外防委	佐藤 正久 君	参考人 問9
文書162	270512	参・外防委	佐藤 正久 君	参考人 問10
文書163	270512	参・外防委	佐藤 正久 君	大臣 問11

文書164	270529	衆・平安特委	濱地	雅一	君	大臣	問1
文書165	270529	衆・平安特委	濱地	雅一	君	大臣	問2 (1)
	)						
文書166	270529	衆・平安特委	濱地	雅一	君	大臣	問2 (2)
	)						
文書167	270529	衆・平安特委	濱地	雅一	君	大臣	問3
文書168	270529	衆・平安特委	濱地	雅一	君	大臣	問4
文書169	270601	衆・平安特委	後藤	祐一	君	総理	想問2
文書170	270601	衆・平安特委	後藤	祐一	君	大臣	想問2 (1)
	)						
文書171	270601	衆・平安特委	後藤	祐一	君	大臣	想問2 (2)
	)						
文書172	270601	衆・平安特委	玄葉	光一郎	君	総理	問5
文書173	270601	衆・平安特委	玄葉	光一郎	君	大臣	問9
文書174	270601	衆・平安特委	玄葉	光一郎	君	大臣	問10
文書175	270601	衆・平安特委	今井	雅人	君	総理	想問9
文書176	270605	衆・平安特委	吉村	洋文	君	大臣	問1
文書177	270605	衆・平安特委	吉村	洋文	君	大臣	問2
文書178	270605	衆・平安特委	吉村	洋文	君	大臣	問3
文書179	270605	衆・平安特委	吉村	洋文	君	大臣	問4
文書180	270605	衆・平安特委	吉村	洋文	君	大臣	問5 (1)
	)						
文書181	270605	衆・平安特委	吉村	洋文	君	大臣	問5 (2)
	)						
文書182	270605	衆・平安特委	吉村	洋文	君	大臣	問6
文書183	270605	衆・平安特委	吉村	洋文	君	大臣	問7
文書184	270605	衆・平安特委	吉村	洋文	君	大臣	問8
文書185	270605	衆・平安特委	吉村	洋文	君	大臣	問9
文書186	270605	衆・平安特委	吉村	洋文	君	大臣	問10
文書187	270605	衆・平安特委	吉村	洋文	君	大臣	問11
文書188	270605	衆・平安特委	吉村	洋文	君	外相	想問1
文書189	270605	衆・平安特委	民主党共通想定			大臣	
文書190	270610	衆・平安特委	宮本	徹	君	大臣	問3 (1)
文書191	270610	衆・平安特委	宮本	徹	君	大臣	問3 (2)
文書192	270610	衆・平安特委	宮本	徹	君	大臣	問3 (3)
文書193	270610	衆・平安特委	宮本	徹	君	大臣	問3 (4)
文書194	270610	衆・平安特委	宮本	徹	君	大臣	問3 (5)
文書195	270610	衆・平安特委	宮本	徹	君	大臣	問3 (6)

文書196	270610	衆・平安特委	宮本 徹 君	大臣 問3 (7)
文書197	270610	衆・平安特委	宮本 徹 君	大臣 問3 (8)
文書198	270612	衆・平安特委	民主党共通想定	大臣 問2 3
文書199	270615	衆・平安特委	今井 雅人 君	大臣 問8
文書200	270615	衆・平安特委	民主党共通想定	大臣 問9
文書201	270615	衆・平安特委	民主党共通想定	大臣 問10
文書202	270615	衆・平安特委	民主党共通想定	大臣 問12
文書203	270615	衆・平安特委	民主党共通想定	大臣 問13
文書204	270617	衆・平安特委	共通想定	大臣 問3 9
文書205	270619	衆・平安特委	宮本 徹 君	大臣 問3 (1)
文書206	270619	衆・平安特委	宮本 徹 君	大臣 問3 (2)
文書207	270619	衆・平安特委	宮本 徹 君	大臣 問3 (3)
文書208	270619	衆・平安特委	宮本 徹 君	大臣 問3 (4)
文書209	270629	衆・平安特委	長島 昭久 君	大臣 想4 (4)
)				
文書210	270629	衆・平安特委	長島 昭久 君	大臣 想5 (2)
)				
文書211	270629	衆・平安特委	長島 昭久 君	大臣 想5 (3)
)				
文書212	270629	衆・平安特委	長島 昭久 君	外相 想2
文書213	270629	衆・平安特委	緒方 林太郎 君	大臣 想2
文書214	270703	衆・平安特委	長島 昭久 君	大臣 想5
文書215	270703	衆・平安特委	柿沢 未途 君	大臣 問2
文書216	270708	衆・平安特委	畑野 君枝 君	大臣 問2
文書217	270708	衆・平安特委	畑野 君枝 君	大臣 問3
文書218	270708	衆・平安特委	畑野 君枝 君	大臣 問4
文書219	270708	衆・平安特委	畑野 君枝 君	大臣 問7
文書220	270708	衆・平安特委	畑野 君枝 君	大臣 問8
文書221	270708	衆・平安特委	畑野 君枝 君	大臣 問9
文書222	270708	衆・平安特委	畑野 君枝 君	大臣 問10
文書223	270710	衆・平安特委	上田 勇 君	総理 問2
文書224	270710	衆・平安特委	上田 勇 君	大臣 問2
文書225	270710	衆・平安特委	辻元 清美 君	大臣 想1 5
文書226	270710	衆・平安特委	井上 英孝 君	総理 問5
文書227	270710	衆・平安特委	井上 英孝 君	大臣 問5
文書228	270713	衆・平安特委	後藤 祐一 君	大臣 問1 8
文書229	270713	衆・平安特委	後藤 祐一 君	大臣 想問1 9
文書230	270713	衆・平安特委	後藤 祐一 君	外相 想8

文書231	270713	衆・平安特委	後藤 祐一 君	外相	想9
文書232	270713	衆・平安特委	宮本 徹 君	大臣	問3
文書233	270713	衆・平安特委	宮本 徹 君	大臣	問4
文書234	270715	衆・平安特委	遠山 清彦 君	総理	想2
文書235	270715	衆・平安特委	遠山 清彦 君	大臣	想2
文書236	270715	衆・平安特委	赤嶺 政賢 君	大臣	問6 (1)
	)				
文書237	270715	衆・平安特委	赤嶺 政賢 君	大臣	問6 (2)
	)				
文書238	270728	参・平安特委	佐藤 正久 君	大臣	問10 (1)
	1)				
文書239	270728	参・平安特委	佐藤 正久 君	大臣	問10 (2)
	2)				
文書240	270728	参・平安特委	大野 元裕 君	総理	問6
文書241	270728	参・平安特委	大野 元裕 君	大臣	問6
文書242	270729	参・平安特委	西田 実仁 君	大臣	問6
文書243	270729	参・平安特委	西田 実仁 君	石川政務官	問
	5				
文書244	270729	参・平安特委	和田 政宗 君	大臣	問12
文書245	270803	参・平安特委	小西 洋之 君	大臣	想18
文書246	270803	参・平安特委	井上 哲士 君	大臣	問3 (1)
	)				
文書247	270803	参・平安特委	井上 哲士 君	大臣	問3 (2)
	)				
文書248	270803	参・平安特委	井上 哲士 君	外相	問2
文書249	270803	参・平安特委	吉田 忠智 君	大臣	問1
文書250	270803	参・平安特委	吉田 忠智 君	大臣	問2
文書251	270803	参・平安特委	吉田 忠智 君	大臣	問3
文書252	270804	参・平安特委	矢倉 克夫 君	大臣	問4
文書253	270805	参・平安特委	北村 経夫 君	大臣	問11
文書254	270805	参・平安特委	平木 大作 君	大臣	問1
文書255	270805	参・平安特委	平木 大作 君	大臣	問2
文書256	270805	参・平安特委	平木 大作 君	大臣	問4
文書257	270821	参・平安特委	蓮 舫 君	総理	想5
文書258	270821	参・平安特委	蓮 舫 君	総理	想6
文書259	270821	参・平安特委	蓮 舫 君	総理	想7
文書260	270821	参・平安特委	蓮 舫 君	大臣	想4 (1)
文書261	270821	参・平安特委	蓮 舫 君	大臣	想4 (2)

文書262	270821	参・平安特委	蓮舫君	大臣	想4	(3)
文書263	270821	参・平安特委	蓮舫君	大臣	想4	(4)
文書264	270821	参・平安特委	蓮舫君	大臣	想4	(5)
文書265	270821	参・平安特委	蓮舫君	大臣	想4	(6)
文書266	270821	参・平安特委	蓮舫君	大臣	想4	(7)
文書267	270821	参・平安特委	蓮舫君	大臣	想4	(8)
文書268	270821	参・平安特委	蓮舫君	大臣	想5	(1)
文書269	270821	参・平安特委	水野賢一君	大臣	問1	
文書270	270821	参・平安特委	統幕共通想定	大臣	想9	
文書271	270826	参・平安特委	小川勝也君	大臣	想4	
文書272	270826	参・平安特委	小川勝也君	大臣	想5	(1)
)						
文書273	270826	参・平安特委	小川勝也君	大臣	想5	(2)
)						
文書274	270826	参・平安特委	小川勝也君	大臣	想5	(3)
)						
文書275	270826	参・平安特委	小川勝也君	大臣	想5	(4)
)						
文書276	270826	参・平安特委	小川勝也君	外相	問1	
文書277	270826	参・平安特委	小川勝也君	外相	問2	
文書278	270826	参・平安特委	小川勝也君	外相	問3	
文書279	270826	参・平安特委	水野賢一君	大臣	問3	
文書280	270902	参・平安特委	仁比聡平君	大臣	想3	
文書281	270902	参・平安特委	仁比聡平君	大臣	想4	(1)
)						
文書282	270902	参・平安特委	仁比聡平君	大臣	想4	(2)
)						
文書283	270902	参・平安特委	仁比聡平君	大臣	想4	(3)
)						
文書284	270902	参・平安特委	仁比聡平君	大臣	想4	(4)
)						
文書285	270902	参・平安特委	仁比聡平君	大臣	想4	(5)
)						
文書286	270904	参・平安特委	蓮舫君	大臣	想1	(1)
文書287	270904	参・平安特委	蓮舫君	大臣	想1	(2)
文書288	270904	参・平安特委	蓮舫君	大臣	想1	(3)
文書289	270904	参・平安特委	蓮舫君	大臣	想1	(4)
文書290	270904	参・平安特委	蓮舫君	大臣	想1	(5)

文書 2 9 1	2 7 0 9 0 4	参・平安特委	蓮 舫 君	大臣	想 1 ( 6 )
文書 2 9 2	2 7 0 9 0 4	参・平安特委	蓮 舫 君	大臣	想 1 ( 7 )
文書 2 9 3	2 7 0 9 0 4	参・平安特委	蓮 舫 君	大臣	想 1 ( 8 )
文書 2 9 4	2 7 0 9 0 4	参・平安特委	蓮 舫 君	大臣	想 1 ( 9 )
文書 2 9 5	2 7 0 9 0 4	参・平安特委	蓮 舫 君	大臣	想 1 ( 1 0 )
文書 2 9 6	2 7 0 9 0 4	参・平安特委	蓮 舫 君	大臣	想 1 ( 1 1 )
文書 2 9 7	2 7 0 9 0 4	参・平安特委	蓮 舫 君	大臣	想 1 ( 1 2 )
文書 2 9 8	2 7 0 9 0 4	参・平安特委	蓮 舫 君	大臣	想 1 ( 1 3 )
文書 2 9 9	2 7 0 9 0 4	参・平安特委	蓮 舫 君	大臣	想 1 ( 1 4 )
文書 3 0 0	2 7 0 9 0 4	参・平安特委	水野 賢一 君	大臣	想 3 ( 1 )
	)				
文書 3 0 1	2 7 0 9 0 4	参・平安特委	水野 賢一 君	大臣	想 3 ( 2 )
	)				
文書 3 0 2	2 7 0 9 1 4	参・平安特委	佐藤 正久 君	大臣	問 1 4 ( 1 )
	1 )				
文書 3 0 3	2 7 0 9 1 4	参・平安特委	佐藤 正久 君	大臣	問 1 4 ( 2 )
	2 )				
文書 3 0 4	2 7 0 9 1 6	参・平安特委	共通想定	大臣	想 2 6

別紙 2

不開示とした部分	不開示とした理由
文書 6 3 の一部	<p>内閣情報調査室の課長相当職未満の職員の氏名が記載されており，公にすることにより特定の個人を識別することが可能となり，同室が行う情報収集活動に対して他国機関等から対抗・妨害措置を講じられるなど，同室が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。</p> <p>また，警察庁の警部及び同相当職以下の職員の氏名が記載されており，公にすることにより，犯罪の予防，鎮圧又は捜査，公訴の維持，刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから，法 5 条 4 号に該当するため不開示とした。</p>
文書 6 3， 1 5 0， 1 6 9， 1 7 2， 1 7 5， 2 2 3， 2 2 6， 2 3 4， 2 4 0 及び 2 5 7 ないし 2 5 9 のそれぞれ一部	<p>職員の直通電話，自宅，携帯番号，メールアドレス等の連絡先であり，公にすることにより，いたずらや業務妨害等を目的とした電話，通信等を容易ならしめ，行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあることから，法 5 条 6 号に該当するため不開示とした。</p>